

難波屯倉と古代王権—難波長柄豊碕宮の前夜—

榮原 永遠男

要旨 「難波屯倉」は、難波地域の歴史的展開を考えるうえで重要であるが、これまで十分に研究されてきたとは言えない。その原因は、「難波屯倉」に付された「鑿丁」とそれが持つ「鑿」の理解に問題があったからである。これまで「鑿」は農具であるので「難波屯倉」は農業中心のミヤケと考えられてきた。しかし「鑿」は土木工事の用具とみるべきである。「難波屯倉」は、上町台地先端部の土地造成・開拓との関係で理解すべきであり、その結果できた土地や施設の総称とみられる。「難波屯倉」の機能・性格には時期的な変遷があった。成立段階の「難波屯倉」は、難波津の管理、外国使節への対応、外交、上町台地先端部やその周辺地域の統治、倉庫とその収納物の管理機能などの多面的な性格を持ち、それに対応する諸施設が上町台地先端部の各所に分散配置されていた。しかし、その後、大郡・小郡・難波館・難波津の管理組織などが分立していった結果、難波長柄豊碕宮前夜の段階の「難波屯倉」は、上町台地先端部やその周辺地域の統治、倉庫の収納および管理を中心に存続していた。「難波屯倉」の中核部は難波長柄豊碕宮の中核部と重複する位置に存在していたとみられる。そのため、難波長柄豊碕宮の造営は「難波屯倉」の諸施設の解体・撤去すなわちミヤケとしての停廃によって進行した。これは、大化改新によるミヤケの廃止を具体的に示す事例である。

1 はじめに

古代の難波地域に営まれた難波長柄豊碕宮や聖武朝の難波宮に関する研究は、長い伝統を持ち多くの研究が蓄積されてきた。これに対してそれ以前の時代については、法円坂の大倉庫群や難波宮下層遺跡に関する考古学のデータの蓄積と研究が進んでいる¹。しかし、文献史料がかなり乏しいため、それに基づいて研究をすすめることは、多くの困難に直面する。

とはいえ、文献史学でも、これまで研究がすすめられてきたことは事実である。その中心の一つが、「難波屯倉」をめぐる研究であった。この屯倉に関する史料は、後掲する『日本書紀』のものが唯一であり、『古事記』やその他の文献には見えない。しかし、その名称からして、その性格や正体を追求することは、難波地域の歴史を考えるうえで避けて通ることはできない。そのためにこの屯倉が注目されてきたことは、当然のことであった。

ところが、「難波屯倉」の研究は、その重要性にもかかわらず、文献史学では近年それほど活発ではない。それは、ミヤケ²というもののとらえ方が関係しているからである。現段階のミヤケ研究をリードしてきた館野和己は³、ミヤケとは倭王権の政治的軍事的拠点で、中央から派遣された使者が運営したものが本質かつ初発で、その後に田地を伴うものが展開したとする。館野は「難波屯倉」については水田経営のミヤケと理解している。そのため、これを後発のミヤケと位置づけることになり、ミ

ヤケの本質を考える素材とはしがたいと考えたためか、さらなる追求をしていない。

これに対して仁藤敦史⁴、館野が中央からの使者による経営を重視することを批判して、国造（地方豪族）による経営を重視すべきであるとする。この観点からは、難波地域全体をおさえる国造や大豪族が存在しなかったらしいため、「難波屯倉」についてうまく説明できない。このためか言及がほとんどなされない。

以上のように、「難波屯倉」に関する研究は、考古学的なデータの蓄積と研究がすすめられている一方、文献史学では研究が停滞しているのが実情であり、残念である。この点から、文献史料の検討を軸として、今一度「難波屯倉」について考え直してみたい。

2 「鑿丁」と「鑿」

「難波屯倉」が見える唯一の史料とは、次の『日本書紀』（巻18）安閑天皇元年10月甲子（15日）条である。

天皇勅大伴大連金村曰、朕納四妻、至今無嗣、万歳之後、朕名絶矣、大伴伯父、今作何計、每念於茲、憂慮何已、大伴大連金村奏曰、亦臣所憂也、夫我国家之王天下者、不論有嗣無嗣、要須因物為名、請為皇后次妃、建立屯倉之地、使留後代、令顯前迹、詔曰、可矣、宜早安置、大伴大連金村奏称、宜以小墾田屯倉与毎国田部、給貺紗手媛、以桜井屯倉一本云、加貺茅淳山屯倉也、与毎国田部、給賜香香有媛、以難波屯倉与毎郡鑿丁、給貺宅媛、以示於後、式觀乎昔、詔曰、依奏施行、

これによると、安閑天皇が大連大伴金村に子がない危惧を述べる。金村は同感であるとして、王たるものは物によって名を残すとして、皇妃のためにミヤケを建てることを勧める。安閑天皇がこれを可としたので、金村が案を奏上した。安閑天皇はそれを施行するように命じた。これにより、紗手媛には「小墾田屯倉」と毎国の「田部」を、香々有媛には「桜井屯倉」（ある本ではさらに「茅淳山屯倉」も加えるとある）と毎国の「田部」を、宅媛には「難波屯倉」と毎郡の「鑿丁」が与えられたという。

これによると、「難波屯倉」のみ「鑿丁」が与えられており、他はみな「田部」がつけられている。このように「鑿丁」と「田部」とが区別されている点から見て、「難波屯倉」と他の「小墾田屯倉」「桜井屯倉」（「茅淳山屯倉」）とは性格が異なると予想される。「難波屯倉」の性格を知る手がかりは「鑿丁」や彼らが持つ「鑿」にあるに違いない。

これまでの研究史で、「鑿丁」や「鑿」に注目した研究は、管見の限りで直木孝次郎⁵のみと言って過言でない⁶。直木は、「鑿丁」は後述のように「三嶋竹村屯倉」に関する史料にも見えるので、それも含めて検討し、「鑿」とはすぐれた鉄クワ、「鑿丁」はそれを持つ役夫と考えた。そこから、「難波屯倉」と「三嶋竹村屯倉」は、当時の最も進んだ技術で耕作された農地からなる、とした。また「難波屯倉」については、港湾の管理機能も初めからあり、後にその比重が高まった、ともしている。

この直木説以後、管見の限りですべての学説が「難波屯倉」を農地中心のミヤケと理解している。このことは、実は直木論文以前においても同様であった。すなわち、これまでのすべての学説で、「鑿」

とは農具としてのクワであり、したがって「鑿丁」とは農民である、という前提のもとに議論が展開されてきたのである。しかし、私見では、この前提こそ「難波屯倉」の正しい理解を妨げている最たるものなのであって、大いに問題としなければならない。

「鑿」そのものの検討に入る前に、農具としてのクワという考えを検討しておきたい。この点については、すでに20年も前に黒崎直⁷が注意喚起していることに改めて留意する必要がある。黒崎によると、クワは必ずしも農具のみとして使用されたとは限らないとする。竪穴住居の掘削、柱穴の掘り下げ、墓墳の掘削などに使用され、土木工具として農具とは別の範疇に区別することもでき、原野の開墾、用水路の掘削などの農業関連の土木工事にも使用された、という。これによると、「鑿」がクワであることを指摘したとしても、それだけでは「難波屯倉」が農業に関係するとは言えないことになる。

仮に「鑿」が農具として使用されたとしても、農具には、耕起、破碎、播種、施肥、除草中耕、灌漑排水、収穫、調整加工などの農作業の過程に応じて、実にさまざまな農具が使用されていた。これについておびただしい研究があることは周知のことである。これによれば、「鑿」だけでは農業を完結させることはできず、年間を通して営農はできないのである。

先の史料では、「小墾田屯倉」と「桜井屯倉」には「田部」がつけられていた。「田部」とは、田にかかわるもろもろの作業に従事する人々であろうから、それがつけられたことで両屯倉では農業を続けることができる。しかし、「難波屯倉」は「鑿」や「鑿丁」がつけられただけであって、それでは営農を完結させることができないはずである。このことは、「難波屯倉」を単純に農業経営体と理解することを深く疑わせる。

では、「難波屯倉」につけられた「鑿丁」「鑿」とは何か。次に「鑿」そのものの検討に進みたい。「鑿」については、日本の農具研究の中では、ほとんどまったく取り上げられてこなかった⁸。むしろ中国農業史の研究の中で注意されてきた⁹。

元代の王禎の『農書』農器図譜集之三¹⁰では、「鑿、居縛切（中略）主以誅除物根株也、蓋鑿斲器也、農家開闢地土、用以斲荒、凡田園山野之間用之者、又有闊狭大小之分、然総名曰鑿」とある。草木を根元からたたき切って絶やすための用具であり、開墾に用いる。田園山野の状況に応じて闊狭大小があるが、総じて「鑿」という、として図1、図2を掲げている。王禎『農書』の農器図譜集は、版本



図1 王毓瑚校『王禎農書』の「鑿」

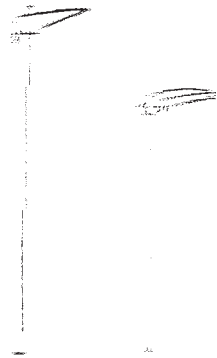


図2 王禎撰『農書』の「鑿」

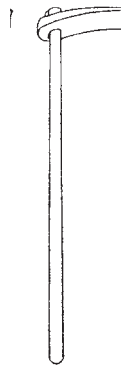


図3 天野元之助『中国農業史研究 増補版』の「鑿」

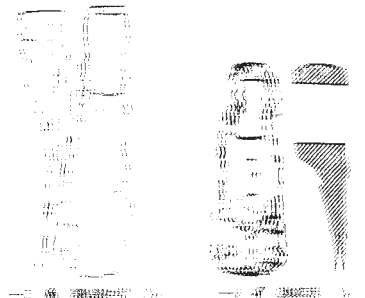


図4 林巳奈夫編『漢代の文物』の「斲=鑿」

によって著しく異なるが、それを検討した天野元之助¹¹は図3を提示する¹²。林巳奈夫編『漢代の文物』¹³では、「鑿」は「斫」「斲」のことで「斲は木の根株をやっつけるものだといふ。すると相当丈夫な作りのくわでなければならない」として図4をあげる。

以上の王禎、天野元之助、林巳奈夫は「鑿」を開墾用具として理解している。これは妥当であるが、いずれも最初から農具の範疇でとらえている点が問題である。唐以前の史料の用例では、「鑿」は農具の範疇に納まりきらない。

前漢の『六韜』農器には「鑿鋤、斧鋸、杵臼、其攻城器也」とあって攻城器の一つとしている。後漢の王充の『論衡』率性では「以鑿鋤鑿地」と、土地の掘削・土木の用具として見える。また宋の范曄の『後漢書』には「鑿株林」、唐の道宣の『続高僧伝』には「執鑿開荒二十余畝」とあって、土木・開墾具として現れている。こちらの方が「鑿」の本義なのではないか。

次に、日本古代の史料について検討したい。「鑿」は『日本書紀』『延喜式』『儀式』『類聚三代格』などに少数しか現れず、その他のたとえば『続日本紀』以下の五国史、『古事記』『風土記』『日本霊異記』、木簡、正倉院文書その他には見えない。しかし、日本においても当然土木工事、開墾はさかんに行われたから、それに使用した用具は多数存在したはずである。「鑿」の史料の少なさは、その用具が必ずしも「鑿」とは称されなかったことを示唆するのかもしれない。

まず『儀式』踐祚大嘗祭儀に注目すると、紀伊・淡路・阿波の三国に由加物の取り揃えと貢納を規定している¹⁴。

紀伊国、薄鯨四連、生鯨・生螺各六籠、都志毛・古毛各六籠、螺貝焼塩十顆、並令賀多潜女十人
量程採備、其幣各五色薄繩各一尺、倭文一尺、木綿・麻各五両、葉薦一枚、潜女所須鑿十具、
刀子二枚、

淡路国、瓮井口各受一斗五升、比良加一百口各受一斗、埴二百口各受一斗、其幣各五色薄繩各三尺、
倭文三尺、木綿・麻各一斤、葉薦一枚、作具鑿・斧・小斧各二具、鎌二柄、造訖使当国凡直氏一
人、着木綿鬘、執賢木引道、

阿波国、鹿布一端、木綿六斤、年魚十五缶、蒜英根合漬十五缶、乾羊蹄・蹲鴟・橘子各十五籠已
上忌部所作、鯨冊五編、鯨鯨十五埴、細螺・棘甲贏・石華等并埴埴已上那賀潜女十人所作、其幣各五色
薄繩各六尺、倭文六尺、木綿・麻各二斤、葉薦一枚、作具鑿・斧・小斧各四具、鎌四柄、鑿十二
具、刀子四枚、鉋二枚、火鑽三枚、並令忌部及潜女等、量程造備、

ここに見える品目・数量、関係物を整理すると表1のようになる¹⁵。このうち、淡路と阿波の「作具」に「鑿」が見える。「作具」は由加物を採集・制作するための用具である。淡路の場合、由加物は瓮・比良加・埴などの土器のみであるが、それを制作するための用具の一つに「鑿」があげられている。したがって、この場合の「鑿」は粘土採取その他に使用されたとみられ、農業に使用されていないことは明らかである。阿波の場合、由加物の制作に忌部と那賀潜女の両者がかかわっているので、それぞれの「作具」がどれなのか判断しにくい。しかし、いずれであれ阿波の由加物には農業生産によっ

て整えられるものは一つもないので、「鑿」が農業用でないことは確かである。以上から、『儀式』踐祚大嘗祭儀によって、中国と同様に、日本でも「鑿」が農業以外に用いられたことが明らかとなった。

つぎに、時期は下るが、『延喜式』臨時祭の「鎮新宮地祭」では、所用の物資を列挙する中に、同時に「鋏六口、鑿一口」と見えるので、「鋏」と「鑿」とは別のものと認識されていたことがわかる。

一方、『日本書紀』天武天皇5年8月辛亥（16日）条に「詔曰、四方為大解除、用物則国別国造輸、祓柱馬一匹・布一常、以外郡司、各刀一口・鹿皮一張・鑿一口・刀子一口・鎌一口・矢一具・稲一束、且毎戸麻一条」とある¹⁶。これは養老神祇令18大祓条の源流となったとみられるが、両者を比較すると、「鑿」が「鋏」に代わっていることが注意される。このことは両者が通用されていたことを意味する。同様のことは、『類聚三代格』延暦16年（797）4月16日太政官符に「調鑿」とあることからとも言える。「調鋏」の用例がほとんどであることは言うまでもないが、「鑿」と「鋏」とが通用された事例である。また『日本書紀』の天武紀には「鑿」が、持統紀には「鋏」が下賜される記事が見える。

以上によると、「鑿」と「鋏」とは別のものと認識され、「鑿」は土木・開墾具として使用されたが、「鑿」を「鋏」と表現することもあった。この関係は一見複雑であるが、「鋏」に広狭二義ありとすることで整理することができる。すなわち広義の「鋏」は狭義の「鋏」と「鑿」とをふくみ、狭義の「鋏」と「鑿」とは別のものと考えられていたと理解できる。日本の「鑿」の形状を語る史料には恵まれないが、以上から推して中国のものと似ているとしてよからう。

表1 『儀式』踐祚大嘗祭儀の由加物

種別	紀伊国		淡路国		阿波国	
由加物	薄鍔 4連	賀多潜女10人採備	瓮 20口	比良加 100口 埴 200口	鹿布 1端	忌部所作
	生鍔 6籠		年魚 15缶			
生螺 6籠	蒜英根合漬 15缶					
都志毛 6籠	乾羊蹄 15籠					
古毛 6籠	蹲鴟 15籠					
螺貝焼塩 10顆	橘子 15籠					
				鍔 45編	那賀潜女10人所作	
				鍔 15埴		
				細螺 并20埴		
				棘甲羸		
				石華 等		
幣	五色薄絶 各1尺		五色薄絶 各3尺		五色薄絶 各6尺	
	倭文 1尺		倭文 3尺		倭文 6尺	
	木綿 5両		木綿 1斤		木綿 2斤	
	麻 5両		麻 1斤		麻 2斤	
	葉薦 1枚		葉薦 1枚		葉薦 1枚	
作具	鑿 10具	潜女所須	鑿 2具 斧 2具 手斧 2具 鎌 2柄		鑿 12具	
	刀子 2枚				刀子 4枚	
		鑿 4具				
		斧 4具				
		手斧 4具				
		鎌 4柄				
		鉋 2枚				
		火鑽 3枚				

紀伊国の潜女所須の鑿・刀子は明記されていないが作具と見てよい。

これらによると、「鑿」はつるはしのような形状をしており、土に打ち込んで起こす用具で、武器・土木具が本義であるが、開墾具・耕起具として使用することもあった、と整理することができる¹⁷。

これまで「難波屯倉」については、「鑿丁」が付けられたことをもって短絡的に農業中心のミヤケと考えられてきた。水田のミヤケと理解されることさえあった。しかし、以上に見たような「鑿」の理解からすると、「難波屯倉」について農業を第一義としてとらえることは簡単にはできない。農業中心のミヤケという先入観はもはや捨て去るべきであろう。「鑿」の本義に則すれば、上町台地を中心とする難波地域における土木工事との関係を考慮すべきであり、土木工事の統括組織と、その工事によってできた造成地やそこに建てられた施設が「難波屯倉」の正体なのではないか。

3 三嶋竹村屯倉と「鑿丁」

ここで「鑿丁」に関するもう一つの史料を検討したい。『日本書紀』安閑天皇元年条に二カ所に分かれて収録されている「三嶋竹村屯倉」に関する史料がある（7月辛巳朔条、閏12月壬午（4日）条）。

詔曰、皇后雖体同天子、而内外之名殊隔、亦可以充屯倉之地、式樹椒庭、後代遺迹、廼差勅使、簡択良田、勅使奉勅、宣於大河内直味張更名黒稜曰、今汝宜奉進膏腴雌雉田、味張忽然恠惜、欺誑勅使曰、此田者、天旱難漑、水潦易浸、費功極多、收穫甚少、勅使依言、服命無隱、

行幸於三嶋、大伴大連金村從焉、天皇使大伴大連、問良田於県主飯粒、県主飯粒、慶悦無限、謹敬尽誠、仍奉献上御野・下御野・上桑原・下桑原、并竹村之地、凡合肆拾町、大伴大連、奉勅宣曰、率土之下、莫匪王封、普天之上、莫匪王域、故先天皇、建頭号垂鴻名、廣大配乎乾坤、光華象乎日月、長駕遠撫、横逸乎都外、瑩鏡区域、充塞乎無垠、上冠九垓、旁濟八表、制礼以告成功、作樂以彰治定、福応允致、祥慶符合於往歳矣、今汝味張、率土幽微百姓、忽爾奉惜王地、輕背使乎宣旨、味張自今以後、勿預郡司、於是、県主飯粒、喜懼交懷、廼以其子鳥樹献大連、為僮豎焉、於是、大河内味張、恐畏求悔、伏地汗流、啓大連曰、愚蒙百姓、罪当万死、伏願、每郡以鑿丁、春時五百丁、秋時五百丁、奉献天皇、子孫不絶、藉此祈生、永為鑑戒、別以狭井田六町、賂大伴大連、蓋三嶋竹村屯倉者、以河内県部曲為田部之元、於是乎起、

前段では、安閑天皇の皇后の春日山田皇女の宮殿を建てて名を後世に伝えるために、勅使を派遣して大河内味張に良田の献上を命じた。しかし味張はとても惜しみ、勅使に悪田と偽って答えた。勅使はそれをそのまま報告した、とある。

これに続けて後段では、安閑天皇は三嶋に行幸したときに、大連の大伴金村に命じて、県主飯粒に良田を問わせたところ、県主飯粒は大いに悦んで40町の地を献上した。これに対して大河内味張は、王地を惜しんで宣旨を軽んじたとして叱責され、今後郡司に任ずることを禁止された。そこで県主飯粒は喜んで息子の鳥樹を大伴大連に献じて「僮豎」とした。味張は恐れ後悔して、今後絶えることなく郡ごとに春秋500丁ずつ「鑿丁」を献上することを誓い、別に狭井田6町を大伴大連に贈った。「三

嶋竹村屯倉」で、河内県の部曲を「田部」とすることはここから始まった、としている。

県主飯粒の献上地は「上御野・下御野・上桑原・下桑原、并竹村之地、凡合肆拾町」とされている。ここに見える「并」は副詞として合計を表しているので¹⁸、上御野・下御野・上桑原・下桑原が「竹村之地」を構成しており、その合計が40町であると理解できる。この40町が「三嶋竹村屯倉」の出発点であった。その上に毎年春秋500丁ずつの「鑿丁」が投入されて、ミヤケは拡大していったとみられる。

当初の「竹村之地」の比定地については、門脇禎二¹⁹の指摘以来、現在の茨木市耳原・桑原とする見解が支持されている。ともに安威川流域の中位段上に位置する。このうち耳原は、いわゆる条里地割の分布する地域に含まれるが²⁰、桑原は狭隘な山間部で、広い田地の存在はほとんど期待できない。このため、用水の取水維持との関係で理解しようとする研究もある²¹。耳原と桑原は現在直線距離で約2～3km離れている。「竹村之地」とは、おそらく耳原を中心として散在する田地群であり、40町が一円的に存在していたのではなかろう²²。

ところで「竹村之地」40町が県主飯粒から献上されたとき、単に土地のみが差し出されたはずはなかろう。当然営農する民とともに献上されたに違いない。そうでなければ、土地献上の意味は半減する。そうすると「竹村之地」40町の営農は一応完結していることになるから、「鑿丁」が投入されたのは、「竹村之地」40町ではなく、別の場所であったとみるべきではないか。「鑿」の本義からすれば、その周辺での開墾や土木工事に投入され、「三嶋竹村屯倉」の拡大発展に寄与したと考えたい²³。

門脇禎二は、「鑿丁」の定住地として高槻市上田部・下田部集落を想定し、倉庫もここにあったとする。「三嶋竹村屯倉」は勝尾寺川～安威川～芥川流域に分布し、倭王権の政治的拠点として設定されたとする考えを打ち出した²⁴。網伸也はこれを承けて、「三嶋竹村屯倉」は倭王権による三嶋地域の支配の拠点として設定されたもので、河川や古道などの重要交通路を抑えるように、広範にミヤケの施設が分置された、と考えた。また、淀川対岸に設置された「茨田屯倉」についても同様のことが考えられ、難波に置かれた「難波屯倉」と「三嶋竹村屯倉」「茨田屯倉」が連動して大阪平野を支配した、とも指摘している²⁵。

私は、この網伸也・門脇禎二の議論の方向性に賛成したい。「三嶋竹村屯倉」とは、安威川～芥川流域に散在する諸機能（散在する田畑、開墾予定地、用水路、交通の要衝を抑える施設〔宿所、津など〕、倉庫、管理施設）の集合体であり、倭王権の三嶋地方支配の拠点として、その経営には国造・県主などの地方豪族が参画した。このように、さまざまな機能を持つ諸要素・諸施設が一定の範囲に広がって存在するようなミヤケのタイプが存在したとみるべきである²⁶。網のいう「茨田屯倉」や、瀬戸内海の延長線上にあり対外関係の玄関口である「那津官家」もこのタイプに相当するであろう。また、考古学的な手掛かりが得られていないが、瀬戸内海の中ほどに存在する「児島屯倉」もこのタイプと考えたい。「難波屯倉」も同様に考えられる。

4 難波屯倉

次に、前節で考えたタイプのミヤケの観点から、「難波屯倉」についてさらに考察を進めたい。「難

波屯倉」が見える史料は一つしかないと述べたが、実は関連する史料がもう一つある（『日本書紀』大化2年正月是月条）。

是月、天皇御子代離宮、遣使者、詔郡国修宮兵庫、蝦夷親附、或本云、懷難波狹屋部邑子代屯倉、而起行宮

これによると、大化2年正月に孝徳天皇は「子代離宮（行宮）」に移動した。ある本によると、この行宮は、難波の狹屋部邑の「子代屯倉」を改造したものである、という。この「子代離宮」について、直木孝次郎は²⁷、安閑紀の「小壑田屯倉」「桜井屯倉」「難波屯倉」は、天皇に子がないために置かれたので、みな「子代屯倉」と呼ばれた。「難波屯倉」の中心となる建物は難波の狹屋部邑にあった。そこは『和名抄』の西成郡讚楊郷と同じ場所であるが、『大日本地名辞書』に従って上町台地の一角と考える、とする。

問題は、『和名抄』の讚楊郷の比定地である。近年、西本昌弘は²⁸、『行基年譜』77歳条に、摂津国西城郡津守村にあるとする「作蓋部院」に注目し、同じ津守村にあるとする「善源院」が現在の大阪市都島区善源寺町付近に比定されるので、狹屋部邑、作蓋部院は難波堀江の西岸もしくは北岸にあったとした。これによって狹屋部邑の所在地の検討に新しい展開が見られるかと思われた。しかし、これに対して鷺森浩幸は²⁹、「作蓋部院」は讚楊郷にあったはずで、『行基年譜』が津守村にあったとするのはこれと矛盾するので、『行基年譜』を狹屋部邑の所在地を検討する材料としては使用できないとしている。そして、難波宮の中軸線が東生、西成郡界で、東生郡域を味原（味経）、西成郡域を讚楊郷と解釈できる、した。狹屋部邑の所在地については、なおよく検討する必要があるが、ここでは鷺森の指摘に沿って、難波長柄豊碕宮の周辺とみておきたい。

ここで、5世紀ごろからの難波について素描を試みたい。難波地域は、5世紀の倭の五王のころから、国際関係の政治的比重が増してくる。これにともない難波が注目され、難波堀江の開削が行われたとみられる。それには大量の「鑿」と「鑿丁」が投入されたことであろう。難波津の整備もこれに連動したと思われる。一方、上町台地の周辺は、これまでの発掘調査によって、多くの谷が入り込み、上面・斜面・裾部の凹凸の激しい複雑な地形であったことが明らかになってきた³⁰。その凹凸を整地して平坦面をつくり、そこに津や外交、周辺地域の統治に関する諸施設が建設されていったと思われる。法円坂の大倉庫群はその一つである。しかし、地形の克服は完全にはできないから、諸施設は分散配置とならざるを得なかった。これらの諸施設群のうちその後も引き継がれたものは、6世紀になって「難波屯倉」と総称されるようになり、「子代屯倉」とも呼ばれたであろう。諸施設の機能・設備は充実しつつ分化し、大郡・小郡・難波館などと称されるようになり、「難波屯倉」から分立していった。こうして、大郡・小郡・難波館とともに「難波屯倉」（子代屯倉）などが分布する状態で大化改新を迎えることとなった。

以上のように、「難波屯倉」については時期差・段階差を考慮する必要がある。「難波屯倉」の成立は、『日本書紀』では安閑天皇元年のこととするが、ミヤケ制の成立を勘案して、6世紀前半とみて

おきたい³¹。成立段階の「難波屯倉」は、難波津の管理、外国使節の応対や派遣使節の準備その他の外交、上町台地先端部やその周辺地域の統治、倉庫とその収納物の管理、これらの諸機能の統括などの多面的な任務を持ち、それに対応する諸施設が上町台地先端部の各所に分散配置されていたと考えられる。しかし、その後、難波津の管理、外国使節への対応、外交などの諸機能は、大郡・小郡・難波館・難波津の管理組織などとして分立していった。その結果、難波長柄豊碕宮前夜の段階の「難波屯倉」は、上町台地先端部やその周辺地域の統治の機能、倉庫の収納および管理機能を中心に存続していた。

ここでは難波長柄豊碕宮そのものについてはふれないが³²、その場所は、大化新政権が難波に移った大化元年（645）12月当初から前期難波宮の地に予定されていた。その後整地工事・建設工事が進められ、白雉2年（651）12月にほぼ完成した、と考えている。孝徳天皇や新政府は、この間、大郡宮、小郡宮、蝦蟇行宮（離宮）、子代離宮（行宮）などに滞在した。このうち大郡宮、小郡宮は、それぞれ大郡、小郡を改造したものとみられる。したがって、これらは難波長柄豊碕宮とは別地に存在した。蝦蟇行宮については、蝦蟇を河津の意とみて³³小郡宮もしくはその一施設とみる意見に従っておきたい³⁴。また孝徳天皇が子代離宮に滞在したのは、『日本書紀』では大化2年正月から2月2日までとされており、わずか一か月強に過ぎない。これらから見て、孝徳天皇や新政府の居た宮は、大郡宮³⁵と小郡宮が中心であって、子代離宮はごく短期間の一時的な滞在場所であった。

そこで子代離宮は、大郡・小郡・難波館が分立した後の「難波屯倉」（子代屯倉）の一部を改造したもので、難波長柄豊碕宮の近辺にあり、孝徳天皇と新政府メンバーは難波長柄豊碕宮のプランを実地に検討するために一時滞在したのであろう。

前期難波宮に先行して難波宮下層遺跡が存在することは、よく知られている³⁶。最近の整理によると³⁷、6世紀から7世紀前半の時期では、中央地区、北西地区、東地区といった高所部をはじめ、上町台地先端部の各所に分布しているという。

中央地区は、台地中央部において比較的広い平坦面が確保されており、ここに大型建物群、塀、道路状遺構などが方位をそろえて整然と配置され、官衙の様相を呈する。7世紀前半の建物が多いと推測されている。北西地区は倉庫や大型の屋が集中しており、その中には土壁をもつものもあった。東地区ではガラス玉・漆製品・織物などが生産されていた。また、これらの高所部に続く谷部では、各所で手工業生産が行われていたことが明らかになってきている。

これらの難波宮下層遺跡に大郡・小郡・難波館や「難波屯倉」が含まれるとする考えは、これまでも南秀雄らによって表明されてきた³⁸。それ自体については賛成だが、「難波屯倉」の性格の理解にかかわって問題がある。

南は、「難波屯倉」を農業主体のミヤケとみることから、その田畑は北方の淀川デルタ、上町台地東縁の沖積地、台地の大きめの開析谷（真法院谷など）などにあった可能性がある、としている。

しかし第2節で述べたように、「鑿」を、武器・土木具を本義とし、農業に用いられる場合は開墾具・耕起具として使用されたとする私見に立つと、田畑の耕作よりも上町台地の造成との関係で理解すべきである。「難波屯倉」に田畑が伴ったことは否定しないが、地形的に見て水田より畑が中心であろう。

そして、その畑を「難波屯倉」の主体と考える必要はない³⁹。「鑿」と「鑿丁」は、上町台地高所部の中央地区、北西地区、東地区を中心にその周辺の地域も含めた造成工事や、建物や諸施設のための土木建設工事に投入されたとみるべきである。

以上によると、難波長柄豊碕宮は、高所部に存在した「難波屯倉」の施設を全面的に解体撤去して造営されたことになる。ミヤケの廃止は、大化改新詔第1条に「昔在の天皇等の立てたまへる子代の民・処々の屯倉（中略）を罷めよ」とあることが注意されるが、第1条は特に信憑性が疑われてきた。しかし、「難波屯倉」の施設は、孝徳朝に解体されたとみられる。「難波屯倉」は、大化改新によるミヤケの廃止を具体的に示す好例として評価することができる。

5 まとめ

以上、「難波屯倉」について検討してきたが、その結果をまとめて本稿を終えたい。

第一に、「難波屯倉」は、「鑿丁」が付けられたことから、これまで農業主体のミヤケとみられてきた。しかし「鑿」の本義からすると、そのように理解することはできない。「難波屯倉」は、上町台地先端部の土地造成・開拓との関係で理解すべきであり、その結果できた土地や施設の総称とみるべきである。

第二に、「難波屯倉」の機能・性格の時期的な変遷を考慮すべきである。成立段階の「難波屯倉」は、難波地域を統括する組織として、難波津の管理、外国使節への対応、外交、上町台地先端部やその周辺地域の統治、倉庫とその収納物の管理機能などの多面的な性格を持ち、それに対応する諸施設が上町台地先端部の各所に分散配置されていた。「那津官家」や「児島屯倉」などと連動して、倭王権が瀬戸内海交通を掌握し、さらには外交を進めるための拠点として重きをなした。しかし、その後、大郡・小郡・難波館・難波津の管理組織などが分立していった。「那津官家」も同様の経緯をたどったと思われる。その結果、難波長柄豊碕宮前夜の段階の「難波屯倉」は、上町台地先端部やその周辺地域の統治機能、倉庫の収納および管理機能を中心に存続していた。

第三に、「難波屯倉」の中枢部は、難波長柄豊碕宮の中枢部と重複する位置に存在していたとみられる。そのため、難波長柄豊碕宮の造営は「難波屯倉」の諸施設の解体・撤去すなわちミヤケとしての停廃によって進行した。これは、大化改新によるミヤケの廃止を具体的に示す事例として位置づけられる。

以上のように、「難波屯倉」は、農業から切り離すことによってはじめて、その成立から廃絶まで一貫してとらえることができるのである。

今後は、大郡・小郡・難波館・難波津などの研究もすすめ、これらと「難波屯倉」との関係性をさらに考えていく必要がある。また、「那津官家」「児島屯倉」についても検討を深め、倭王権の瀬戸内海交通の掌握や外交の実態の中に「難波屯倉」を位置づけていきたい。

〔付記〕本稿は、2016年（平成28）6月25日（土）の大阪歴史博物館の館長講演会における同題の報告をもとに成稿したものである。「鑿」を土木用具・開墾用具とする考えの淵源は天野元之助先生か

ら得たものである。私は1975年（昭和50）4月に追手門学院大学に就職したが、この年度が天野先生の同大学における最後の年度であった。したがって私は、1年間だけ天野先生の同僚として過ごさせていただき、先生主催の勉強会に参加させていただいた。この勉強会かいずれかの折に、気になっていた「鏝」について質問したところ、先生はたちどころに、それはカクというもので、地中深く打ち込んで土を起すものだと教えてくださった。本稿は、その時の示唆をずっと温め、約40年を経て構想したものである。事情を記して、遅きに失したが天野先生の学恩に感謝する。

- 1 近年までの研究の到達点は、中尾芳治・栄原永遠男編『難波宮と都城制』（吉川弘文館、2014年8月）所収の諸論文にまとめられている。
- 2 屯倉に充てられる用語は、屯倉・屯家・屯宅・官家・三宅・三家・御宅など多様であり、そのどれが本質を示しているかの議論もしばしばなされている。この点にかんがみ、本稿では個々の屯倉を示す場合は史料の表現通りとし、一般論として屯倉をさす場合には「ミヤケ」と表示する。
- 3 館野和己「屯倉制の成立—その本質と時期—」（『日本史研究』190、1978年6月）、同「ミヤケ制再論」（奈良古代史談話会編『奈良古代史論集』2、1991年11月）、同「畿内のミヤケ・ミタ」（『新版「古代の日本」』5近畿I、角川書店、1992年3月）、同「ヤマト王権の列島支配」（『日本史講座』1、東京大学出版会、2004年5月）
- 4 仁藤敦史「古代王権とミヤケ制」（『考古学ジャーナル』533、2005年8月、のち『古代王権と支配構造』吉川弘文館、2012年3月）、同「古代王権と「後期ミヤケ」」（『国立歴史民俗博物館研究報告』152、2009年3月、のち『古代王権と支配構造』吉川弘文館、2012年3月）
- 5 直木孝次郎「難波の屯倉」（大阪歴史学会編『古代国家の形成と展開』吉川弘文館、1976年1月、のち『難波と難波津の研究』吉川弘文館、1994年2月）
- 6 鑄方貞亮『農具の歴史』（至文堂、1965年4月）がわずかに「鏝丁」の項を立てているが、「鏝」の所有が社会上層にほぼ限られることを指摘することに主眼がある。「鏝」そのものについては、鉄製の農具とするのみにとどまり、それ以上の追及はない。
- 7 黒崎直編著『古代の農具』（日本の美術357、至文堂、1996年2月）
- 8 日本の農具については、考古学・民俗学・農学・歴史学その他の分野においておびただしい研究がなされている。そのすべてに目を通すことは到底できないが、飯沼二郎・堀尾尚志『農具』（ものと人間の文化史19、法政大学出版局、1976年10月）、飯沼二郎『日本の古代農業革命』（筑摩書房、1980年11月）、都出比呂志『日本農耕社会の成立過程』（岩波書店、1989年2月）、河野通明『日本農耕具史の基礎的研究』（和泉書院、1994年2月）、財団法人静岡県埋蔵文化財調査研究所編『古代における農具の変遷—稲作技術史を農具から見る—』（1994年11月）など、目についたかぎり「鏝」についての言及はない。なお、注6参照。
- 9 天野元之助「支那農具論—支那農業経済論の一齣—(一)(二)」（『帝国農会報』31ノ1、2、1941年1月、2月）、同『中国農業史研究 増補版』（御茶ノ水書房、1979年7月、初版1962年8月）、同「中国における農具の発達—劉仙洲『中国古代農業機械發明史』を読んで—」（『東洋学報』47ノ4、1965年3月）
- 10 『王禎農書』（中華書局、1956年10月）、王毓瑚校『王禎農書』（農業出版社、1981年11月）
- 11 天野元之助「元の王禎『農書』の研究」（藪内清編『宋元時代の科学技術史』京都大学人文科学研究所、1967年3月）、同『中国古農書考』（龍溪書舎、1975年7月）。なお西山武一「中国農書考」（『アジア的農法と農業社会』東京大学出版会、1969年10月）参照。
- 12 天野元之助『中国農業史研究 増補版』（注9）
- 13 林巳奈夫編『漢代の文物』（京都大学人文科学研究所、1976年12月）

- 14 皇學館大学神道研究所編『訓讀註釋儀式 踐祚大嘗祭儀』（思文閣出版、2012年6月）
- 15 『延喜式』巻7踐祚大嘗祭と、品目・数量その他ほとんど同じである。高橋明裕「忌部の由加物貢納一伴造一部制の構造との関連において」（『古代文化』45ノ10、1993年10月）は由加物の貢納について詳しく分析されている。
- 16 『本朝月令』六月晦日大祓条にこの条が引用されているが、「鏝」の文字が使われている（『群書類従』第6輯）。
- 17 杉本厚典氏の教示によると、上町台地の本町谷出土の袋状鉄斧は、成分分析の結果から見て、掘削用の可能性がある、とのことである。これによれば、これまで鉄斧やクワなどの農具とされてきたもののうち、先端部の幅が比較的狭く、土中に深く打ち込むことのできる刃先や鉄製品のなかには、土木・開墾具としての「鏝」に相当するものが含まれている可能性が十分あることを想定する必要がある。
- 18 方国花「「并」字の使用法から文字の受容・展開を考える—「並」「合」との比較から—」（栄原永遠男編『正倉院文書の歴史学・国語学的研究—解移牒案を読み解く—』和泉書院、2016年6月）
- 19 門脇禎二「七世紀の人民とミヤケの「廃止」」（『日本史研究』139・140合併号、1974年4月、のち『大化改新』史論』下巻、思文閣出版、1991年9月）
- 20 服部昌之「淀川右岸地域の条里と水無瀬庄」（『人文研究』28ノ8、1972年7月、のち『律令国家の歴史地理学的研究—古代の空間構成—』大明堂、1983年2月）、福留照尚「茨木の条里について」（『新修茨木市史年報』7、2008年12月）
- 21 丸山竜平「河内の開発における二つの画期—溝渠の築造と県、屯倉の成立をめぐる—」（『日本史論叢』5、1975年12月）
- 22 三嶋竹村屯倉が展開したとみられる茨木市域・高槻市域の地形については、木庭元晴「山地と平野の地形のしくみ」（『新修茨木市史』第1巻通史I、2012年7月）、小林健太郎「高槻の地形と河川」（『高槻市史』第1巻本編I、1977年2月）などを参照した。
- 23 もちろん「鏝丁」の一部が「竹村之地」40町における土地改良、灌漑環境の改善などに投入されたともみてもよい。この場合も三嶋竹村屯倉の充実のために投入されたのである。
- 24 門脇禎二注19論文
- 25 網伸也「淀川水系のミヤケ」（『考古学ジャーナル』533、2005年8月）
- 26 館野和己は、田地の有無を基準として屯倉をAB二タイプにわけたが、このような諸要素・諸施設の集合体としてのミヤケを基礎として、そのミヤケの立地する地理的・経済的・政治的環境によって、その諸要素・諸機能のいずれかに重点が置かれるミヤケが形成されたとみるのがよい。
- 27 直木孝次郎注5論文
- 28 西本昌弘「大化改新と難波大郡宮・小郡宮」（『日本書紀研究』30、2014年11月）
- 29 鷺森浩幸「難波と大和王権—難波屯倉・難波長柄豊碕宮—」（『続日本紀研究』412、2014年10月（実際は2016年2月刊））
- 30 寺井誠「難波宮成立期における土地開発」（『難波宮址の研究 第十二』2004年7月）、同「孝徳朝難波遷都に伴う古墳の破壊」（『大阪歴史博物館研究紀要』6、2007年10月）その他。
- 31 上町台地上および周辺には、5世紀代からいくつかの施設が形成されていた。その最たるものが法円坂の大倉庫群であるが、そのほかにも5世紀前葉の上町谷窯、5世紀中葉の法円坂窯、ガラス工房などがあった。このうち法円坂の大倉庫群を難波屯倉とする見解が提出されているが（鷺森浩幸注20論文）、ミヤケ制の成立に関する議論を伴う必要があり、その周辺で操業されていた土器生産・手工業生産との関係も考慮する必要がある。しばらくこの論の展開を見守りたい。
- 32 私見の概略は、栄原永遠男「大化改新と難波宮—大化改新研究の現段階—」（平成27年度大阪市立大学戦略的研究（若手研究）共同研究《難波宮研究会》メンバー編『シンポジウム難波宮と大化改新Ⅲ（資料集）』大

阪市立大学、2016年2月)に記した。

- 33 喜田貞吉「難波京とその前後」(『大阪文化史』大阪毎日新聞社、1925年8月)
- 34 吉川真司「難波長柄豊碓宮の歴史的 position」(大山喬平教授退官記念会編『日本国家の史的特質 古代・中世』思文閣出版、1997年5月)
- 35 門脇禎二「いわゆる、「難波遷都」について」(『大化改新』史論』下、思文閣出版、1991年9月)、吉田晶『古代の難波』(教育社歴史新書37、1982年10月)、西本昌弘注28論文
- 36 京嶋覚「大阪市域における七世紀前後の集落と交通」(埋蔵文化財研究会編『集落から見た7世紀—律令体制成立期前後における地域社会の変貌—』2012年9月)、大庭重信「最近の発掘成果からみた遷都前夜の難波」(『古代新羅土器と近世薬種業を中心に(古代の難波と新羅)』2009年11月)
- 37 南秀雄「難波宮下層遺跡をめぐる諸問題」(中尾芳治・栄原永遠男編『難波宮と都城制』吉川弘文館、2014年8月)、大阪歴史博物館・大阪文化財研究所『都市大阪の起源をさぐる—難波宮前夜の王権と都市—』(担当杉本厚典、2016年7月)
- 38 南秀雄「倉・屯倉」(『古墳時代の考古学』6、同成社、2013年10月)。なお、黒田慶一「熊凝考—難波郡と難波宮下層遺跡」(『歴史学と考古学—高井悌三郎先生喜寿記念論文集—』1988年1月)は、中央地区を大郡と理解する。
- 39 南は、注37、38論文で、田畑が北方の淀川デルタ、上町台地東縁の沖積地、台地の大きめの開析谷(真法院谷など)などにあった可能性があるとしている。これらの田畑の一部が「難波屯倉」の構成要素であった可能性は否定しないが、これらは、むしろ上町台地の上面や斜面の造成地に展開している「難波屯倉」を支える存在として理解すべきであろう。

Naniwa estate and the Ancient Sovereignty - on the Eve of Naniwa-Nagara-Toyosaki Palace

SAKAEHARA Towao

“難波屯倉” *Naniwa-no-Miyake*, or Naniwa estate, plays an important role in considering the evolution of the Naniwa area. However, insufficient studies have been conducted to date. One cause may be attributed to the misleading connotation of the terms, “鑿” *Kaku*, an instrument resembling a pickaxe, and “鑿丁” *Kakutei*, a worker who used the instrument and was assigned to work in the Naniwa estate.

Because *Kaku* has been misinterpreted as a tool exclusively used in farming, Naniwa estate has conventionally been assumed agriculture-centered. Instead, *Kaku* shall be interpreted as a tool used in construction work that took place in the estate.

Naniwa estate must be understood in the context of land development and reclamation, which were undertaken on the edge of the Uemachi tableland and its outskirts. The land and facilities founded on Naniwa estate shall be perceived as the accomplishments.

The function and the nature of Naniwa estate underwent several phases. The early phase of Naniwa estate presented multifaceted characteristics. They included management of the 難波津 *Naniwa-no-Tsu* (Port of Naniwa), receiving foreign diplomatic missions, handling diplomatic affairs, governing the Uemachi-tableland district, and managing the warehouses and their inventories, to name a few. And all types of relative facilities were established across the Uemachi tableland area in a decentralized manner.

Eventually, as each governing body of 大郡 *Daigun*, 小郡 *Shougun*, 難波館 *Naniwa-no-murotsumi* (Naniwa-lodging), and Port of Naniwa grew independent, Naniwa estate, just before the appearance of 難波長柄豊碕宮 *Naniwa-Nagara-Toyosaki Palace*, barely existed by assuming the functions of governing the Uemachi tableland area and its outskirts as well as managing the warehouses and their inventories in that area.

The headquarters of Naniwa estate and the *Naniwa-Nagara-Toyosaki Palace* are believed to have been located in the same place. Therefore, construction of *Naniwa-Nagara-Toyosaki Palace* paralleled with dismantling of Naniwa estate and its facilities, and accordingly, the demise of *Miyake*, or the estate.

Naniwa estate, thus, presents a concrete example of how *Miyake* was abolished in the face of the Taika Reform.